

（自然環境）

5. 環境と調和したまちづくり

5-1 資源循環型社会の形成

- 5-1-1 資源循環型社会の啓発
- 5-1-2 ごみ減量化・資源化・再利用の推進
- 5-1-3 省エネルギー・新エネルギーの普及啓発
- 5-1-4 不法投棄対策の推進

5-2 地域環境の保全

- 5-2-1 環境美化の推進
- 5-2-2 環境保全のための教育・学習環境の充実
- 5-2-3 環境汚染の防止
- 5-2-4 生活衛生環境の保全

5-3 緑豊かで身近な自然環境の保全と創出

- 5-3-1 史跡を活かした公園等の保存管理と整備
 - 5-3-2 身近な公園の維持管理と整備
 - 5-3-3 地域緑化の推進
 - 5-3-4 森林や里山の保全・活用
-

施策の名称

5-1

資源循環型社会の形成

現状と課題

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済サイクルは、温暖化現象や資源の枯渇という地球規模での問題を引き起こしています。これらの問題に対処し、将来にわたって地球規模の環境の持続性を保持していくために、平成17年2月に先進各国の温室効果ガスの削減目標を定めた「京都議定書」が発効され、先進諸国において二酸化炭素の排出量の削減に向けた取組みが始まっています。

我が国においても、1990年（平成2年）対比で6%の二酸化炭素の排出量の削減を実行するために、環境省をはじめとした「チーム-6%」など積極的な取組みが行われています。

本市においても、環境への負荷の少ない資源循環型社会の形成に向けて、平成11年10月から、指定ごみ袋を導入し、分別化に取り組み、ごみの減量化と資源化を推進してきましたが、近年の生活様式の多様化に伴い、ごみ排出量は増加傾向にあるとともに、最終処分場のひっ迫や適正処理困難廃棄物の増加など、新たな課題が生じています。

これらの課題を解決するためには、ごみに関する市民一人ひとりの意識の高揚を図りながら、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rを推進し、ごみの減量化と資源化への一層の取組みが求められています。

一方では、家電製品をはじめとする不法投棄が増加しているとともに、今後、地上デジタル放送の開始により、テレビなどの不法投棄の増加が懸念されていることから、その対策に取り組む必要があります。

また、省エネルギーと太陽光や風力などを利用した新エネルギーの普及啓発を推進し、石油等の化石資源に頼った生活様式から、環境負荷の少ない生活様式への転換が求められています。

取組みの方向と目指す姿

資源循環型社会を形成するために、ごみの分別化による再資源化に努めるとともに、簡易包装やレジ袋の削減に向けた取組みなど、ごみの発生抑制を推進します。

また、増加傾向にある不法投棄廃棄物の撲滅に向けて、関係団体や事業者等の協力による監視体制を強化し、未然防止に努めます。

さらに、省エネ・新エネルギーの普及啓発に努め、市民、事業者、行政が一体となって、限りある資源を有効に活用することにより、地球温暖化防止を推進します。

※チーム-6%……京都議定書にて、日本は、2008年から2012年の間に温室効果ガス排出量を、1990年対比で6%削減することが義務づけられた。これを実現するため、国の地球温暖化対策推進本部が展開している国民的プロジェクト

※適正処理困難廃棄物……一般廃棄物のうち、パソコンやテレビなど、市町村の廃棄物処理場では適正に処分することが困難な廃棄物で、環境大臣が指定するもの

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 市民一人の1日当たりの ごみ排出量	1,032g/人・日 (平成18年度)	972g/人・日	一般廃棄物年間排出量÷365日÷人口
〔指標2〕 年間資源回収率	13.6% (平成18年度)	15.4%	年間再資源化量÷一般廃棄物年間排出量+集団回収量

施策を実現する手段（基本事業の構成）

5-1-1 資源循環型社会の啓発

環境への負荷の少ない資源循環型社会への市民の意識高揚を図るため、広報紙やホームページ、各種イベントなどにおいて啓発活動を展開します。

（主な事務事業）

- パンフレット発行事業

5-1-2 ごみ減量化・資源化・再利用の推進

ごみの減量化・資源化・再利用を進めるため、ごみの分別化の徹底に取り組むとともに、資源回収奨励金などの助成措置を活用して3Rの啓発活動を推進します。

また、ごみの排出抑制を図るため、関係機関・団体と連携してマイバック運動の普及啓発活動を推進します。

（主な事務事業）

- 資源回収奨励金助成事業
- マイバック運動普及啓発事業

5-1-3 省エネルギー・新エネルギーの普及啓発

限りある地球資源を有効に活用するため、クールビズ・ウォームビズなどの国が進める政策の普及に努めるとともに、市民一人ひとりの省エネルギー・新エネルギーに対する意識啓発を図ります。

また、新エネルギーについては、公共施設などへの導入のほか、本市の環境特性を活かした太陽光発電や風力発電などの導入の可能性について検討します。

（主な事務事業）

- 新エネルギービジョン策定事業

5-1-4 不法投棄対策の推進

ごみの不法投棄を防止するため、引き続き、関係団体の協力による巡視活動や不法投棄防止看板を設置するとともに、重点監視区域を設定し、監視カメラを設置するなど、監視体制の強化を図ります。

(主な事務事業)

- 不法投棄防止看板の設置
- 不法投棄防止監視カメラ設置事業

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- 物を大切にして、ごみ発生量の減量化に努めます。
- ごみの分別による資源化の促進に努めます。
- 電気や水の節約など、環境に配慮した生活に努めます。

<市の役割>

- 資源回収奨励金等の助成金を活用した支援体制を充実させて、市民の自主的な資源回収活動を支援します。
- 衛生処理一部事務組合や事業者との連携を図りながら、廃棄物減量化の啓発とリサイクル処理体制を確立します。

ごみの正しい分け方と出し方



次の世代に、白河地方の美しい自然を引き継ぐため、ひとり一人が「ごみの減量化とリサイクル」に努めましょう

白河市・西郷村・東郷村・中郷村・赤松町
西白河地方衛生処理一部事務組合

施策の名称

5-2

地域環境の保全

現状と課題

現在、水質・大気汚染などの従来からの公害に加え、騒音・振動・悪臭といった日常生活に起因する環境問題が増加しています。

また、ごみの焼却過程から発生するダイオキシンや建築材料として使用されてきたアスベスト問題など、長期間にわたる人体への影響が懸念されるという新たな環境問題も生じています。

このような状況の中、身近な自然環境を保全し、健康で豊かな市民生活を確保するため、環境保全のための教育・学習環境の充実を図るなど、市民一人ひとりの環境に対する意識を高める必要があります。

また、阿武隈川の上流域を形成する地域として、下流域に対する河川環境の保全についての認識と責務を新たにし、河川環境を保全するため、関係団体や地域住民と一体となった環境美化活動や環境汚染の防止に努める必要があります。

さらに、県の自然環境保全地域^{*}に指定されているジャッコイや関山をはじめ本市の水と緑に恵まれた自然環境を保全していく必要があります。

取組みの方向と目指す姿

豊かな水と緑に恵まれた自然環境を保全し、次世代に継承するため、白河市環境基本計画を策定し、市民・事業者・行政の的確な役割分担のもとで、本市の環境保全と公害処理体制の強化に努めます。

また、市民の環境に対する意識の高揚を図りながら、市民協働型の環境美化活動を推進するとともに、阿武隈川の上流地域としての責務を果たすため、河川環境の保全に努めます。



※自然環境保全地域……自然環境を保全することが特に必要な地域として環境大臣または県知事により指定される地域のこと。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 市内一斉清掃参加人数	15,270人 (平成18年度)	17,150人	市内一斉清掃への参加者数
〔指標2〕 谷津田川の水質	6.0mg/L (平成18年度)	3.0mg/L以下	谷津田川（金刀比羅橋 付近）の *BOD値
〔指標3〕 南湖の水質	4.8mg/L (平成18年度)	4.8mg/L以下 (現状維持)	南湖湖心の*COD値

施策を実現する手段（基本事業の構成）

5-2-1 環境美化の推進

快適で住みよい生活環境を創出するため、白河市美しいふるさとづくり条例に基づく市民・事業者・行政の役割について積極的な啓発活動を推進します。

また、市内一斉清掃や河川美化活動を市民協働事業の一環として実施するほか、関係諸団体と連携した環境美化活動を推進します。

（主な事務事業）

- 市内一斉清掃の実施
- 谷津田川清掃活動の実施

5-2-2 環境保全のための教育・学習環境の充実

自然環境の保全を図るため、環境フォーラムを開催するとともに、出前講座を活用した環境教育・学習の機会を拡充し、環境保全の重要性について市民の理解を得られるよう努めます。

また、小中学生の環境学習の機会を拡充するため、せせらぎスクールやこどもエコクラブなど県事業への登録を促進します。

さらに、本市の環境保全の総合的な推進を図るため、環境基本計画を策定するとともに、年度ごとに環境白書を作成し、広報紙やホームページによる情報提供に努めます。

（主な事務事業）

- 白河市環境基本計画策定事業
- 環境フォーラムの開催
- 白河市環境白書の作成

※BOD（生物化学的酸素要求量）……水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素量で、河川に関する水質指標として用いられる。値が大きいほど水中の有機物が多く、汚濁の程度も大きい。

※COD（化学的酸素要求量）……水中の有機物を酸化剤で酸化するために消費される酸素量で、湖沼、海域に関する水質汚濁指標として用いられる。値が大きいほど水中の有機物が多く、汚濁の程度も大きい。

5-2-3 環境汚染の防止

豊かな自然環境を次世代に継承するため、県や関係機関と連携し、水質汚濁や大気汚染などの公害の防止に努めるとともに、河川、湖沼等の水質調査を実施し、監視・指導体制の強化を図ります。

また、騒音・振動など市民生活に密着した問題の早期解決を図るため、苦情処理相談窓口の充実・強化に努めます。

(主な事務事業)

- 環境水質監視調査の実施
- 環境騒音調査の実施

5-2-4 生活衛生環境の保全

快適で衛生的な市民生活を創出するため、引き続きごみ・し尿処理対策について、衛生処理一部事務組合と連携した取り組みを推進します。

また、美化推進地区の追加指定について検討するとともに、美化推進員によるパトロール活動を実施し、ごみポイ捨て防止啓発活動を実施します。

(主な事務事業)

- ごみ収集カレンダーの作成
- 美化推進地区パトロールの実施

協働による施策の展開（施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割）

<市民の役割>

- ポイ捨てによる空き缶や犬のふんの散乱防止など、マナーの向上に努めます。
- 地域の主体的な清掃活動など、美しいふるさとづくりに向けた活動への積極的な参加に努めます。

<市の役割>

- 市民が主体的に実施する環境美化活動を支援します。
- 環境保全団体・グループや事業者と連携・協力しながら、環境フォーラムなどの環境保全のための教育・学習活動を推進します。

施策の名称

5-3

緑豊かで身近な自然環境の保全と創出

現状と課題

本市が持つ緑豊かな自然環境は、市民のだれもが魅力を感じ、本市が誇れる特徴の一つとして大切にされています。また、森林、緑は人の気持ちを和らげるとともに、様々な生物にふれる環境の提供、水源かん養、二酸化炭素の削減、景観形成など多面的な機能を備えており、防災機能の向上などにも貢献しています。

本市においては、この緑豊かな自然環境を身近に感じて暮らせるよう、南湖、小峰城、白河の関に代表される史跡を活かした公園の整備や地域に身近な鶴子山公園、聖ヶ岩ふるさとの森、東風の台運動公園等の公園の整備、街路、公共施設における緑化など、様々な取組みを進めています。

近年、ガーデニングに関する市民の関心の高まりなどにより、公園の維持管理や緑化活動に積極的に参加する市民が増えてきました。また、公園は、遊び場として子どもたちの健全な心や体の育成の場と人々の交流の場であることから、子どもから高齢者まで、ともに楽しむことのできる公園整備が期待されています。

緑は、まちの風格を高め、災害に強いまちをつくる上でも必要不可欠な市民の財産であり、今後とも、安全で美しい公園づくりに向けて、「自分たちの公園は自分たちが管理する」という意識の醸成を図りながら、維持管理水準を高めるとともに、市民や事業者と連携した管理手法を検討する必要があります。

また、緑を守り、市民のやすらぎの場の創出に向けて、市街地や市街地周辺にある風致地区などの維持保全を図りながら、社寺境内、公園、道路などの緑地空間の整備に努めることが求められています。

一方、森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、森林と市民の関わりを深め、里山づくりを進めるなど、自然環境とふるさとの景観を保全・活用する必要があります。

取組みの方向と目指す姿

緑豊かな自然を身近に感じて暮らせるよう、市民参加による地域に根ざした公園の維持管理に努め、安全で美しい公園づくりを進めるとともに、社寺境内、公園、道路などの緑地空間の形成や地域の緑化活動を推進するなど、豊かな緑を守り、市民の安らぎの場を創出します。

また、南湖公園や城山公園等については、健全な状態で次世代に継承するため、その保全と利活用に努めます。

さらに、森林や里山の資源を活用した施設の整備や森林の持つ機能の維持増進に努め、森林資源の持続的かつ有効利用を進めます。

施策成果指標（施策の目標達成度を示す指標）

指標名	現状値	前期目標値 (平成24年度)	指標の説明
〔指標1〕 市民参加で管理されている公園の割合	85.7% (60か所/70か所) (平成18年度)	94.3% (66か所/70か所)	市民参加で管理されている公園（都市公園・その他の公園・開発公園・農村公園）の割合
〔指標2〕 市民一人当たりの公園面積	17.24㎡ (平成18年度)	18.00㎡	公園（都市公園・その他の公園・開発公園・農村公園）面積÷人口

施策を実現する手段（基本事業の構成）

5-3-1 史跡を活かした公園等の保存管理と整備

南湖公園や城山公園等については、健全な状態で次世代に継承するため、適正な保存管理と整備に努めます。

また、規模の大きい都市公園等について、市民や事業者と連携した管理手法を検討します。

（主な事務事業）

- 都市公園管理事業
- 南湖公園保全整備事業

5-3-2 身近な公園の維持管理と整備

公園の維持管理に関する市民主体の組織化を図るとともに、研修会や勉強会などを通じて、身近な公園の維持管理水準の向上に努めます。

また、災害時には避難場所となり、被害の拡大を抑制する防災機能を有する公園の整備に努めます。

（主な事務事業）

- 農村公園管理事業
- 児童公園管理事業
- 公園ガーデニングボランティア事業

5-3-3 地域緑化の推進

※緑の基本計画に基づき、風致地区の維持保全を図りながら、社寺境内、公園、道路などの緑地空間の整備に努めます。

また、公共施設の緑化を推進するとともに、工場や住宅団地などの緑化や緑化協定の締結について、啓発や指導に努めます。

さらに、緑化についての市民の意識を高めるとともに、市民参加により緑を育て保全します。

（主な事務事業）

- 緑の基本計画に基づく取り組み

※緑の基本計画……都市緑地保全法の第2条の2に規定されており、市が緑地の適正な保全・整備や緑化の推進等について、様々な取り組みを計画的に進めていくために定める計画

5-3-4 森林や里山の保全・活用

森林や里山の良好な環境を保全しながら、自然とのふれあいを通じて、市民が自然の大切さや生態系を理解、学習するための森林公園施設を整備します。

また、森林環境交付金の活用などにより市民の森林づくりへの参画を促進します。

(主な事務事業)

- 森林居住環境整備事業
- 森林環境交付金事業

協働による施策の展開 (施策の目標達成に向けた協働の考え方や市民と行政の役割) —

<市民の役割>

- 身近な緑化に努めるとともに、公園の清掃活動へ積極的に参加します。
- 自然への愛護心を高め、日常の生活において、自然環境の保全のためのマナーを守ります。

<市の役割>

- 市民が自発的に取り組む公園管理の活動を支援します。
- 自然環境保全に関する啓発や国・県との連携・協力による保全・利活用を推進します。

